

大規模災害時 災害歯科保健活動

基本指針

2024 年

公益社団法人 京都府歯科衛生士会

目次

1. 本指針の目的	1
2. 大規模災害の定義	1
3. 本会の対応	1
1) 組織体制	1
(1) 平時	1
(2) 災害発生時	1
2) 時期別の対応指針	2
(1) 平時の対応	2
(2) 災害の発生時の対応	2
①第1次対応	2
②第2次対応	2
③第3次対応	3
④第4次対応	3
(3) 災害の支援活動の終了	3

1. 本指針の目的

本指針は、日本国内において大規模災害が発生した際には、公益社団法人京都府歯科衛生士会（以下、本会）は、公益社団法人日本歯科衛生士会、一般社団法人京都府歯科医師会等、関連団体（以下、他団体）と連携し、被災した会員及び一般市民への災害歯科保健活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

2. 大規模災害の定義

本指針で決める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害・火山噴火等）、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらし、復旧・復興までに数か月から数年に及ぶ長時間を要することが予想される災害のことをいう。

3. 本会の対応

1) 組織体制

(1) 平時

会長は、災害歯科保健活動に関して他団体との連携・調整を行う。

災害発生時速やかに災害歯科保健活動が展開できるように災害対策委員会を設置し、以下の業務を行う。

- ① 本会員安否確認システム整備
- ② 災害発生時に必要な物資の検討、整備
- ③ 災害歯科保健歯科衛生士登録制度の整備
- ④ 災害歯科保健活動に係る各種マニュアルの作成、更新
- ⑤ 災害歯科保健に関する啓発等
- ⑥ 常に大規模災害に関する情報収集を行う

(2) 災害発生時

- ① 会長は、災害が発生した場合速やかに災害対策本部（三役・災害対策委員）を設置し、本部長を決定する。
- ② 災害対策本部長は、災害対策部員として理事を速やかに招集する。
- ③ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の実施にあたって情報収集を行い、本会としての対応方針や支援策を決定する。
- ④ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の工程管理を行う。

2) 時期別の対応指針

(1) 平時の対応

- ① 京都府歯科衛生士会版「大規模災害時災害歯科保健活動基本指針」の整備・改定
- ② 災害発生時の他団体間の連絡および連携のあり方の整備と確立
 - ㊦ 平時の連絡体制と連携方法に関して、他団体と検討し確立する。
 - ㊧ 災害発生時の連絡体制と連携方法に関して、他団体と検討し確立する。
- ③ 会員情報を含む本会の各種システムおよびデータのバックアップの整備
- ④ 本会員の安否確認訓練や災害訓練等を行う。
- ⑤ 本会員安否確認システムの整備及び会員への安否確認訓練や災害訓練等の周知
- ⑥ 災害歯科保健歯科衛生士の登録及び更新
- ⑦ 防災物資（支援物資と防災物資）の管理
- ⑧ 災害歯科保健歯科衛生士の活動マニュアルおよび災害歯科保健歯科衛生士受け入れマニュアルの作成・配布

(2) 災害の発生時の対応

- ① 第1次対応（目安：発生直後～72時間）
 - ㊦ 会長は、速やかに被災状況を収集し、状況に応じて災害対策本部を設置し本部会議を招集して、本部長を決定し、理事を招集する。
 - ㊧ 災害対策本部は、本部長の指示に基づき、他団体間で連絡・連携開始の確認を行う。
 - ㊨ 災害対策本部は、本部長の指示に基づき、情報収集を開始（被災状況の確認等）する。
 - ㊩ 災害対策本部は、緊急対応方針案を審議し決定する。
 - ㊪ 災害対策本部は、他団体との間で連絡・連携、齟齬のない対応の確認を行う。
 - ㊫ 災害対策本部は、災害歯科保健活動指針マニュアルに沿って初期対応を開始する。
- ② 第2次対応（目安：発生後4日目～1ヶ月程度）
 - ㊦ 災害対策本部は、他団体との間で連絡・連携を図りながら、本会としての基本的な支援的な計画案を検討する。
 - ㊧ 災害対策本部は、支援計画を審議し決定する。
 - ㊨ 災害対策本部は、決定された支援計画を公表し、必要に応じた広報を行う。
 - ㊩ 災害対策本部は、支援計画に基づき応急修復期歯科保健活動を開始する。
 - ・本会員の安否確認開始
 - ・避難所への災害歯科保健歯科衛生士の派遣
 - ・災害歯科保健活動を実施するにあたり、緊急に必要な物資の提供等

③ 第3次対応（目安：発生後1ヶ月～6ヶ月程度）

㊦ 災害対策本部は、被災地の状況に応じ、応急修復期から復旧期災害歯科保健活動を継続的に展開する。

- ・本会員の安否確認継続
- ・避難所や仮設住宅等への災害歯科保健歯科衛生士の派遣
- ・災害歯科保健活動を実施するにあたり、必要な物資の提供等

㊧ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の定期的な報告・広報を行う。

㊨ 災害対策本部は、必要に応じて地方自治体、他団体に対する要望活動を行う。

④ 第4次対応（目安：発生後6ヶ月～）

㊦ 災害対策本部は、被災地の状況及に応じ、復旧期から復興期災害歯科保健活動を継続的に展開する。

- ・仮設住宅等への災害歯科保健歯科衛生士の派遣
- ・災害歯科保健活動を実施するにあたり、必要な物資の提供等

㊧ 災害対策本部は、災害歯科保健活動の定期的な報告及び必要に応じた広報を行う。

㊨ 災害対策本部は、状況に応じて、暫定的な総括を行う。

㊩ 災害対策本部は、必要に応じて地方自治体、他団体に対する要望活動を行う。

(3) 災害支援活動の終了

① 会長は本会としての災害歯科保健活動の終了を確認し、災害対策本部を解散し、災害対策委員会の平時活動への移行を決定する。

② 災害対策委員会は、被災状況と本会の対応を記録・整理し、事務局に永久保管する

災害歯科保健活動マニュアル
歯科衛生士の基本姿勢・行動手順編

2024 年

公益社団法人 京都府歯科衛生士会

目次

1. 歯科衛生士としての基本姿勢	1
1) 基本的な心構え	1
2) 留意点	1
2. 平時の備え	2
1) 平時の心構えと役割	2
3. 災害時の行動手順	3
1) 行動体制	3
2) 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー）	4
3) フェーズ分類と活動のポイント	5
4) 行動前の準備	6
(1) 災害時歯科保健活動歯科衛生士活動の確認	6
(2) 被災地の状況確認	6
(3) 移動手段や生活の確保	6
(4) 災害活動中の身分保障の確保	6
5) 歯科保健活動に伴う必要物品	7
4. 被災地における歯科支援活	8
1) 救護所・救護センター・指定避難所等に行ける災害歯科保健活動	8
(1) 歯科支援	8
(2) アセスメント・情報収集	8
5. 災害歯科保健活動報告書	9
1) 本部や関連機関への報告用紙	9
2) 要請元および京都府歯科衛生士会への報告	9
3) フェーズ分類と歯科保健活動の概要	10
4) 災害時の歯科保健医療福祉活動と関係書式	11
* 参考資料	11

1 歯科衛生士としての基本姿勢

1) 基本的な心構え

- (1) 自分自身の安全確保、健康管理には十分に注意しましょう。
- (2) 歯科保健活動を押し付けることなく、被災地への支援を第一に考え、謙虚な気持ちで支援しましょう。
- (3) 被災者に寄り添い、被災者の話や思いに耳を傾けましょう。
- (4) 歯科衛生士として、また一人の支援者として自分の役割を認識し、周囲との協調性を持って連携体制のもとに活動をしましょう。
- (5) チームの一員として、チームの方針をよく理解し、基本に基づいた柔軟な対応を心がけましょう。
- (6) 常に落ちついた態度で対応し、どのような場面においても記録を取ることを心がけましょう。

2) 留意点

- (1) プライバシーへの配慮と、個人情報の取り扱いには十分に注意しましょう。
- (2) 保健、医療、福祉・介護等の関係者や行政及び関係機関等と連携して活動をしましょう。
- (3) 被災地は刻一刻と状況が変わっていることから、その状況に応じた活動を行うように心がけましょう。
- (4) 歯科以外の活動内容でも、被災地の状況を見極め、関係機関と連携し出来ることから始めましょう。何が必要か、自ら気づき対応していくことも大切です。
- (5) 避難所や仮設住宅を巡回する場合は、必ず代表者等に身分を明らかにした上で、歯科保健活動を行うようにしましょう。服装や腕章などで分かりやすくしておきましょう。
- (6) 安全を確保した上で、組織的な対応で行いましょう。
- (7) 被災者から歯科衛生士としての歯科保健活動以外のことを要求された場合などは必ず記録して、的確に代表者等に伝えましょう。

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より引用

2 平時の備え

1) 平時の心構えと役割

災害の発生を完全に予測することは不可能ですが、職能団体として災害時の被害を最小化する「減災」の考えを基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、歯科衛生士一人一人が指針に即した行動が出来るように備えましょう。

本会

- ① 本会役員、災害支援担当者、関係機関等の連絡の整備と確認
- ② 京都府歯科衛生士会版「大規模災害時災害歯科保健活動基本指針」の整備・改定
- ③ 京都府、京都府歯科医師会との協議・調整
- ④ 災害支援時の支援会員の旅費、宿泊料、保険、食糧費等の調整
- ⑤ 支部との連携強化
- ⑥ 発災時の安否確認の整備
- ⑦ 通信機器の整備
- ⑧ 会員情報を含む本会の各種システムおよびデータのバックアップの整備
- ⑨ 京都府歯科衛生士会災害歯科保健歯科衛生士の登録及び更新
- ⑩ 災害歯科保健歯科衛生士の活動マニュアルと災害支援ボランティア受け入れ、マニュアルの作成・配布
- ⑪ 定期的な情報伝達、対策本部設置及び運営、災害支援等の訓練を実施
- ⑫ 災害歯科保健活動に必要な物品の確保と備蓄
- ⑬ 災害歯科保健活動に関する研修の実施
- ⑭ 京都府災害等応急対策実施要領等からの情報収集

会員

- ① 安否確認など情報伝達方法の理解と確認
- ② 日本歯科衛生士会の災害歯科保健歯科衛生士に登録（本会員は年度ごと更新、日本歯科衛生士会は3年ごとに更新）
- ③ 災害歯科保健活動に関する研修会に参加し、役割を確認
- ④ 自治体の実施する防災訓練への参加
- ⑤ 避難場所や経路の確認
- ⑥ 非常持ち出し用品の準備、家族との安否確認方法の確認
- ⑦ 日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等への加入

3. 災害時の行動手順

1) 行動体制

【災害発生時における歯科衛生士会の行動体制】

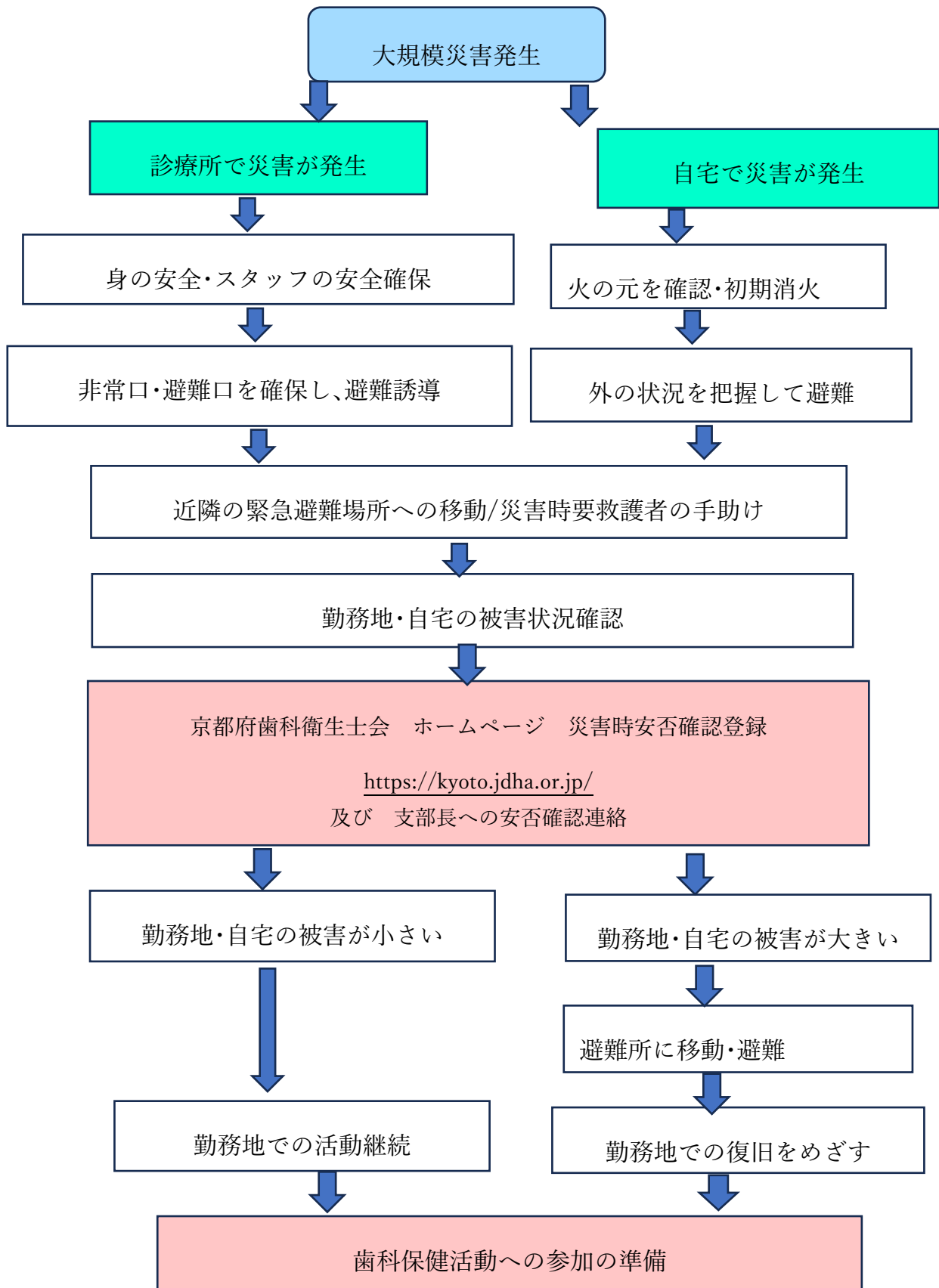
災害分野		日本歯科衛生士会	都道府県歯科衛生士会
地震・津波	震度4 震度5	〔被害状況の収集〕 被災地及び周辺の被災状況の情報収集を行う	〔被災地及び周辺歯科衛生士会〕 被害情報を収集し、必要に応じて、ブロック理事に連絡する
	震度6以上	〔被害状況収集及び災害対策本部設置の検討〕 ●速やかに被災地及び周辺の歯科衛生士会長又は災害担当者への連絡及び情報収集を行う ●被害の状況に応じて災害対策本部を設置する	〔被災地及び周辺歯科衛生士会〕 ●被害情報を収集する ●必要に応じ会員の安否確認を行い、速やかにブロック理事と相互に連絡を取り合う ●被害の状況に応じて支援活動の準備を整える
風水害	河川の氾濫 豪雨災害 土砂崩れなど	〔研修等事業の延期・中止の決定〕 ●台風・大雨等予め被害が予想される場合、気象庁から出される警戒レベルを基に判断し、迅速に延期または中止を決定し、ホームページ等への掲示により受講者へ連絡する	
健康危機	重大な感染症	厚生労働省等からの情報を伝達し、感染予防対策の周知を図る	被災地の自治体から発信される感染予防対策の情報に留意し、必要に応じた活動を行う

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より引用

* 京都府歯科衛生士の行動体制

災害分野	会	会員
地震・津波 震度6以上	被害状況収集及び 災害対策本部設置の検討	会より支部長への連絡網の実施
風水害 警戒レベル4 (避難指示)	被害状況収集及び 災害対策本部設置の検討	会より支部長への連絡網の実施
健康危機 重大な感染症	被害状況収集及び感染予防 対策の周知を図る	自治体から発信される感染 予防対策の情報に留意し、 必要に応じた活動を行う。

2) 大規模災害時の安全行動（会員の行動フロー）



3) フェーズ分類と活動のポイント

区分	フェーズ（時相）	時期 〔目安〕	住民の声（歯科的問題点）
第1期	0 救助が来るまで	発災～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 逃げるのに精一杯で義歯を持ち出せなかった ● 義歯ケースがなくなった
	1 救出・救助・救急	24時間 ～ 72時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 逃げる時に転んで顎を打って痛くて食べられない ● 歯を磨きたくても水がない ● 歯を磨くことを忘れていた など
第2期	2 保健医療福祉	4日目 ～ 1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ● 歯が痛い診てくれる歯医者がない ● 予約していた歯科医院と連絡が取れない ● 水が冷たくて磨きたくない ● 洗面所が遠いので行けない ● 歯を磨いていないので歯肉が腫れてきた ● お弁当の冷たい揚げ物などが固くて食べられない ● 口内炎が痛い ● 支援物資に子ども用の歯ブラシが見つからない ● 子どもの仕上げ磨きをしたいが泣いてできない ● 子どもがお菓子を好きにだけ食べている、避難所では注意しにくい ● 喉がよく渴いて痛い、口が乾燥する ● 埃が多くて咳がよくでる ● 義歯を外した姿を他人に見られたくないので、義歯を入れたまま寝ている ● 震災後一度も義歯を外していない など
第3期	3 復旧	1ヶ月 ～ 6ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ● 震災前は歯ブラシ・歯間ブラシで手入れをしていたが、震災後はする意欲がなくなった ● 仮設住宅が遠いので、かかりつけの歯科医院に通院できなくなった ● 子どものむし歯は気になるが歯科診療所が遠い ● 話しが聞き取りにくいと家族に言われた ● 母がむせるようになって、苦しそうで心配 など
第4期	4 復興	6ヶ月 ～	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元の歯科診療所の診療が開始されたが、医療費のことが心配でなかなか受診できない ● 仮設住宅からかかりつけだった歯科医院への交通機関が不便で、受診が難しい ● 予防は大切と思うが、今後の事が心配で意欲がわからない など

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より引用

4) 行動前の準備

(1) 災害時歯科保健活動の内容

- ① 歯科保健医療のニーズ調査
- ② 歯科相談窓口の設置、緊急歯科治療の補助
- ③ 地域歯科医療機関の情報収集や連絡調整
- ④ 医療、福祉・介護に係る多職種との連携
- ⑤ 避難所・仮設住宅等での口腔健康管理
- ⑥ 口腔ケア用品、支援物資等の配布、口腔衛生環境の整備
- ⑦ 福祉避難所・介護施設・障害者施設等における口腔健康管理
- ⑧ 保育所・幼稚園・学校等における歯科保健指導

(2) 被災地の状況確認

災害歯科保健活動は、現地の情報を収集し、安全を確保した上で、できるだけ組織的な対応で行いましょう。

状況確認の方法として、行政機関、関係機関等への照会、被災地災害対策本部から日々発信される避難所や被災地の情報入手などがあります。また、歯科保健活動チームの前任者から歯科保健活動を引き継ぐ際には、情報確認することもあります。

(3) 移動手段や生活の確保

被災地は、公共交通機関の破綻や、道路分断という事態も考えられるため、移動手段の確保も重要です。確認しておきましょう。また、自分の食事や飲み物は各自用意しましょう。

また、自ら歯科保健活動を希望する場合には、個人的に被災地へ出向くのではなく、所属の京都府歯科衛生士会等に問い合わせましょう。

(4) 災害活動中の身分保障の確保

歯科衛生士として所属機関の一員として活動するのか、個人的な活動とするのかを明確に確認して活動しましょう。

災害時のボランティア活動を行う歯科衛生士は、様々な危険を想定して自分の身を守るため、安全保障として事前に個人として保険（ボランティア保険）に加入することをお勧めします。

※日本歯科衛生士会「歯科衛生士賠償責任保険」等への加入

5) 歯科保健活動に伴う必要物品

被災地への支援では、歯科保健活動に必要な物品をできる限り持参し、現地ですぐに活動できるように準備することが必要です。また、前任者から引き継ぐ場合は、事前に連絡をしておきましょう。

◇活動時の服装（参考）

- ① 歯科衛生士を表示した防災服やジャケットを着用する。
(支援歯科衛生士であることが分かり、安全性も高い)
- ② 靴は底の厚いもの、災害状況によっては安全靴や長靴などを履く。
- ③ 冬季は、特に保温に留意し、防寒服を着用する。
- ④ 雨天時は、フード付き雨合羽を着用する。
- ⑤ 所属の腕章・ゼッケンをつけ、また本人の名札を付ける。
- ⑥ 必要に応じてヘルメット・軍手を着用する。

◇携帯品

- ① 両手が使え、動作がしやすいようリュックサックに携帯品を入れる。
- ② 貴重品や筆記用具などは、ウエストポーチなどを活用する。

◇携帯品一覧（例）

活動用品

- ① 防災服（ジャケット）、所属の腕章（名札・ゼッケン）等、雨具（合羽）、折りたたみ傘、室内履き（スリッパ以外、ナースシューズ等）、懐中電灯、帽子、長靴、軍手、ヘルメット、冬季は防寒着
- ② 地図、記録用紙、筆記器具、クリップ、バインダー、活動資料
- ③ 予防衣（ディスポエプロン）、歯科保健指導用グッズ、口腔衛生用品、ゴム手袋、マスク（不織布）、タオル、ビニール袋（多めに）、ごみ袋、ウエットティッシュ、ペンライト、手指消毒薬
- ④ 災害歯科保健活動歯科衛生士実践マニュアル
- ⑤ 歯科保健指導用グッズ及び口腔ケアグッズ複数

個人物品

- ① 本人の身分証明書（運転免許証・歯科衛生士免許証 または 日本歯科衛生士会会員証コピー等）
- ② 健康保険証、常備薬、手指消毒薬（携帯ウエルパス等）、携帯袋（リュック）、冬季はカイロ
- ③ 室内履き、着替え、宿泊セット、現金、小銭、水筒（水）、非常食、食品包装用ラップフィルム、携帯電話、充電器等
- ④ IT 機器等（必要時）
パソコン、プリンター、デジタルカメラ、CD・USB 等の記憶装置

日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より一部引用

4 被災地における歯科保健活動

1) 救護所・救護センター・指定避難所等に行ける歯科保健活動

被災した市町村は、現地医療機関だけでは対応困難とした場合、救護所を設置することになって
います。また、救護所では対応できない場合、救護センターを設置します。

(1) 歯科支援

口腔ケア物資の支援と普及啓発（ポスター掲示・リーフレット配布等）

- ① 救急歯科医療活動
- ② 避難所における巡回歯科医療活動
- ③ 避難所における巡回歯科相談
- ④ 施設における口腔ケアと歯科相談
- ⑤ 仮設住宅における歯科相談

(2) アセスメント・情報収集

避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健問題を概括的に把握し、現地災害対策本部（災
害公衆衛生活動の歯科分野）に伝達して、支援調整に役立てます。

- ・施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメント票（集団・迅速）（災歯 2-1）
歯科や保健医療の専門家だけでなく、避難所の運営スタッフや支援者が用いて、評価す
ることができる。
- ・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票（個別・個人）（（災歯 3-2）（レベル 3））
支援者が避難所において、個別のニーズ調査を行う。
- ・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票（個別・複数）（災歯 3-3）（レベル 3）
支援者が避難所・施設等において、集団で個別のニーズ調査を行う。
- ・歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括票（災歯 3-4）（レベル 3）
歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔健康管理や相談を行う。
- ・歯科保健指導 実施票（集団）（災歯 3-5）
歯科衛生士が避難所・施設等において、集団を対象に歯科保健相談・口腔健康管理・指
導を行う。

※日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023」より

重要

※現地対策本部等からの指示調整に従い、救護所・避難所等の情報を得たうえで、歯科保健活動
を行う。個人情報保護の確認。

※総括を担当する実情に詳しいコーディネーターを確保する。

※多職種との情報交換、情報伝達を引き継いで対応できる連携体制の整備が重要。

※歯科保健活動の記録及び避難所アセスメントは、日本歯科衛生士会「災害歯科保健活動 歯科衛生
士実践マニュアル 2023」を活用

5 災害歯科保健活動報告書

1) 本部や関連機関への報告用紙

- ・指定の様式で行う

例)

- ・災歯 3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表 (レベル3)

歯科衛生士が避難所等において、個別に口腔健康管理や相談を行う。

- ・災歯 3-7 歯科保健医療救護 報告書 (災害時歯科共通対応記録) (レベル3)

※出務場所ごとの「災歯 2-1 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラビッドアセスメント票」も提出

2) 要請元および京都府歯科衛生士会への報告

- ・災歯 4-1 災害歯科保健活動報告書【日報】

- ・歯科衛生士活動報告

※1日1枚チームごとに作成

- ・災歯 3-4 歯科保健医療 ニーズ調査・保健指導実施票総括表

- ・災歯 3-7 歯科保健医療救護 報告書

実際に報告する様式は、派遣ごとに変わる可能性が高い

どの様式でどこに提出するか、報告タイミングなど確認のうえで作成し提出すること

3) フェーズ分類と歯科保健活動の概要

区分	第1期 (フェーズ0) (フェーズ1)		第2期 (フェーズ2)	第3期 (フェーズ3)	第4期 (フェーズ4)
	発災～72時間 (発災～24時間) (24～72時間)	被災混乱期	4日目～1ヶ月 応急修復期	1ヶ月～6ヶ月 復旧期	6ヶ月～ 復興期
被災地の状況	ライフライン破綻 交通手段破綻 情報網破綻 行政機能破綻 医療機能破綻 被災者避難所避難	ライフライン復活 主要道路網回復 情報網復活 備蓄品配布 避難所運営 仮設住宅建築	避難所集約化 福祉避難所移行 仮設住宅生活移行期	避難所退去終了 仮設住宅生活	
対応	状況の把握・支援準備・連絡調整				
	情報収集				
歯科衛生士支援活動(例)	口腔衛生用品の配布				
	口腔健康管理の実施・歯科相談の実施				
	地域歯科診療所・医療施設・福祉施設等との情報交換及び他職種とのミーティング				
	歯科健康教育の実施				
主な支援場所					
口腔健康管理	避難所	避難所・避難者自宅	避難所・仮設住宅・避難者自宅 介護施設・福祉施設	仮設住宅・避難者自宅 介護施設・福祉施設	
巡回歯科相談	避難所	避難所・避難者自宅	避難所・仮設住宅・避難者自宅	仮設住宅・避難者自宅	
歯科健康教育	避難所	避難所・避難者自宅	保育所・幼稚園・学校・施設等	保育所・幼稚園・学校・施設等	
応急歯科診療	一般歯科診療所が診療不能の場合 ・巡回歯科診療車による診療所準備 ・ポータブルによる診療の準備				
	仮設歯科診療所の開設				
	仮設歯科診療所				
	歯科診療所の再開				

4) 災害時の歯科保健医療福祉活動と関係書式

災害歯科保健活動 歯科衛生士実践マニュアル 2023 引用とする

* 参考資料

災害時は、情報の混乱が生じますので、常に直近の正しい情報を入手することに心がけましょう。厚生労働省や都道府県の災害対策本部棟からの情報は、ホームページや行政・歯科医師会・歯科衛生士会等から入手するようにしましょう。

1) 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/>

(1) 東日本大震災関連情報

(2) 災害情報

(3) 感染予防対策

① インフルエンザ

② 感染性胃腸炎予防対策

③ 新型コロナ

2) 内閣府 防災情報ページ

<https://www.bousai.go.jp/>

各種災害対策、防災対策制度、普及啓発等

3) 京都府

京都府防災危機管理 WEB

<https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp>

3) 日本歯科医師会

<https://www.jda.or.jp/>

4) 国立保健医療科学院歯科口腔保健の情報サイト (通称：歯っとサイト)

<https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/>

5) 日本災害時公衆衛生歯科研究会

<http://jsdphd.umin.jp/>

6) チーム医療推進協議会

<https://www.team-med.jp/>

7) 日本歯科衛生士会

<https://www.jdha.or.jp/>

(1) 歯科衛生士法

(2) 都道府県歯科衛生士会

(3) 口腔ケア支援活動の指導教材・媒体等